

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 7 年 8 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡山レラクリニック	岡山市北区平和町一番六号 二階三階	令和 七年 九月 一日
ふたばクリニック	岡山市北区尾上一三一一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 8 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡山 A・you 矯正歯科	岡山市北区平和町七番二号 二階	令和 七年 九月 一日
りよう歯科クリニック	岡山市中区平井五十一番一三二	"
ここの歯科・矯正歯科	津山市小原二二	"

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 8 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フーマンシイ薬局一宮	岡山市北区尾上一三一―三	令和 七年 九月 一日
レデイ薬局 福成店	岡山市南区福成一丁目一六一―三	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 8 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
プラス薬局	岡山市東区瀬戸町瀬戸一八七―八	令和 七年 八月 十六日
りんご薬局	浅口郡里庄町新庄五三四―番地一	〃 一日